

## 第五十一回国会 農林水産委員会議録 第二号

昭和四十年十二月二十四日(金曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 倉成 正君

理事 館林三喜男君

理事 本名 武君

理事 東海林 棍君

理事 井出一大郎君

理事 池田 清志君

小渕 恵三君

草野 一郎平君

笠山茂太郎君

田中 六助君

中川 一郎君

野原 正勝君

松田 鐵藏君

栗林 中澤 茂一君

森田重次郎君

栗林 三郎君

森 義視君

小平 忠君

林 百郎君

農林大臣 坂田 英一君

農林技官 (水產厅生産部) 小島誠太郎君

農林事務官 (蚕糸局長) 丹羽雅次郎君

農林事務官 (大臣官房長) 水産庁長官 丸山 文雄君

農林事務官 (大臣官房長) 水産庁長官 小島誠太郎君

(海上保安官) 猪口 猛夫君  
(警備教導部長) 松谷 健太郎君

専門員

同日

採決に入ります。  
まず、繭糸価格安定法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○漬地委員長 起立總員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日本蚕糸事業団法案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○漬地委員長 起立總員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

本案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○漬地委員長 起立總員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

本案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○漬地委員長 この際、東海林檢君外二名から、日本蚕糸事業団法案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

趣旨説明を求めます。東海林君。

○東海林委員 私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表いたしまして、ただいま議決されました日本蚕糸事業団法案に対し、附帯決議を付すべしとの動議を提出いたします。

まず、決議の案文を朗読いたします。

日本蚕糸事業団法案に対する附帯決議  
政府は、すみやかに左記の各項の実現に努め、蚕糸業振興に遺憾なきを期すべきである。

○漬地委員長 これより会議を開きます。  
繭糸価格安定法の一部を改正する法律案及び日本蚕糸事業団法案(内閣提出第一二号)  
農林水産業の振興に関する件(北洋における漁船の遭難問題等)

別に質疑の申し出もないようありますので、これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○漬地委員長 これまで討論に入るのであります  
が、別に討論の申し出もありませんので、直ちに

もすると投機の場として運営され、これが蚕糸業の振興を大きく阻害している実情にかんがみ、更に行政措置を強化して取引所本来の機能が十分に果せるようその指導監督に万全を期すること。

右決議する。

以上でございますが、本決議の趣旨につきましては、本委員会における各委員の質疑並びに参考人の意見陳述等によって明らかであると考えますので、この際詳細な説明をすることを省略いたします。

○漬地委員長 ただいまの東海林君外二名提出の動議のとおり決するに賛成の諸君の御起立を求めます。

何とぞ全員の御賛同をお願いいたします。

○漬地委員長 ただいまの東海林君外二名提出の動議のとおり決するに賛成の諸君の御起立を求めます。

○漬地委員長 ただいまの附帯決議について、政府の所信を求めるに付するに決しました。

○坂田農林大臣 ただいま賜わりました附帯決議につきましては、政府といたしまして、十分にその御趣旨を体して善処する所存でございます。

○漬地委員長 なお、ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○漬地委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○漬地委員長 なほ、ただいま議決いたしました両案に対する政府出資をすみやかに増額し、繭糸価格安定措置の効果を充分發揮できること。

○漬地委員長 海外における生糸、絹織物の消費需要を一層開拓するともに、輸出機構の整備等抜本的な輸出振興体制を速急に確立すること。

三 生糸及び乾繭取引所については、從来やや



死んでしまった。私が今度調査をした点からいきますと、この船は底びき漁船であるから——いま一番性能のいい底びき漁船は九六型ですが、九六型の底びき漁船の装備というものは、もうわれわれが考えることのできないほど装備ができておる。そこで、七十二トンの船が九六型と同じ装備をしていました、つまり、頭でつかむんです。そうするために、まだ着水の時期でもないのに、非常なしけでもあつたけれども——水産庁ではトン数による馬力のみを指導されておるので、ところが、装備の点において九六型と同じ装備をしておった。こういうことによつて、同じ僚船がそこにおつたのもかわらず、その船はだいじょうぶであつて、これが遭難してしまったということを私は今回知らさせてまいつたのですが、そういうことはありましたかどうか。

○小島 説明員

お答え申し上げます。

ただいま先生がおつしやいましたけれども、漁船課におきまして規制をいたすおりに、トン数に対する馬力のみというお話をございますが、なるほど、トン数に対する馬力の制限は、国民经济の観点から、過当競争にならないようによつてやつてございます。そのほか、これに並んで、漁船の建造の許可等を出すおりに、動力漁船の性能の基準というよのうなものに基準を求めて、これで船の重心の位置並びに使用時におきまする乾舷の量というものを設計におきまして、漁船の建造の許可等を出すおりに、動力漁船の性能の基準といふよのうなものに基準を求めて、許可をやつてござります。

それで、ただいま七十二トンに九十六トン型の重装備をしたがために、あるいは頭が重くなつたのではないかといふよのうな御指摘を受けましたけれども、一般的に申しますと、このよのうなことは確かにございますが、その船を建造しますおりには、当初に設計図をいただきまして、それによつて造船者における設計で、重心の位置はしかじかかくかく、それから海の上におきまして載荷をいたしまして船がどの程度浮いておるか、逆からいいますと、どの程度の喫水が入るかといふことに

つきまして計算の上、基準に合わして、それでよろしいといふので許可をいたしたのでございまして、あるいはそのほかの船と比べまして、何が不幸にして何か事故を起こした模様でございませんかと考えておる次第でございます。

○松田(鐵)委員 長官でも課長でも、私は文句を言つたためにいまここへ立つておるのじゃないことを考えてやつてください。お互いに研究するための議論だ、こういうよのうに解釈してもらいたい。さきだに労働力の足らないときにおいて、南に北に遭難事故が起き、明年度はこれからILOの批准もされて実行に移るときなんです。こういうときにおいて、ただ漁業の経済といふものであります。たゞ漁業の経済といふものであります。いかに対処していくなければならないかといふことについて、水産庁長官として、農林大臣として懸命な努力をしていかなければならぬといふことであつると思うのです。

いま海上保安庁の救難部長から非常におもしろいお話を承つたのですが、あとの十二月になつて遭難した船は全部着水です。いかに科学が進歩したといえども、先ほど部長が言つたように、薬を塗つて着水を防止するといつても、ほんの上つ

百五、六十トンから七百トンくらいの漁船ができる。それはみんなディーゼルエンジンになつていますが、これまた全部ボイラーを常備している。そしてスチームによる着水防止をしているのです。もう科学も何もないのだ。水を溶かすには熱いお湯をかける以外に方法はないのだ。いま

北の海の漁船はどういう方法をもつて着水を防止しているかといふと、鉄工所と同じように、乗り組み員全體が使用できるだけのハンマーを持ってゐるのです。海上保安庁でよく調べておられるで

しょうが、全部ハンマーを人數だけ持つてゐるのです。そうしてさ霧がかかると氷になるのをハンマーでもつたたき落とそうといふことなので

す。それが三十メートル、四十メートルの強い風のときに、はたして漁夫がそこへ行って、ハンマーで氷をたたいて落としているかといふと、そういうことはできやしないんだ。そういうこと

で、何よりも大事なことは、ボイラーを備えつけていることを考へなければならぬのじやないかと私は思うのだが、漁船課長、よく研究してもらわなければならぬと思うのです。

○丹羽政府委員 だんだんのお話でござりますが、まず、いろいろなお話のうち、一点、着水の問題でござります。これはいま、場合によつては

詳細に漁船課長から御説明をいたいと思いますが、三十八年までは漁船の性能検査の際に着水の問題を要素に入れておりませんでした。そこで、三十九年の四月から、北洋のほうに出る船の性能

基準には、氷がつく場合のスタビリティーその他を基準に取り込むということは、一つ改善をいたしております。ただ、先生がおつしやるよう

に、それでも氷がつくときのとり方その他を研究しておられます。たゞ、先生がおつしやるよう

に、そういうことは、漁船課長にも十分研究をしたいと

お話を承つたのですが、あとの十二月になつて遭難した船は全部着水です。いかに科学が進歩したといえども、先ほど部長が言つたように、薬を塗つて着水を防止するといつても、ほんの上つ

百五、六十トンから七百トンくらいの漁船ができる。それはみんなディーゼルエンジンになつていますが、これまた全部ボイラーを常備している。そしてスチームによる着水防止をしているのです。もう科学も何もないのだ。水を溶かすには熱いお湯をかける以外に方法はないのだ。いま

北の海の漁船はどういう方法をもつて着水を防止しているかといふと、鉄工所と同じように、乗り組み員全體が使用できるだけのハンマーを持ってゐるのです。海上保安庁でよく調べておられるで

しょうが、全部ハンマーを人數だけ持つてゐるのです。そうしてさ霧がかかると氷になるのをハンマーでもつたたき落とそうといふことなので

す。それが三十メートル、四十メートルの強い風のときに、はたして漁夫がそこへ行って、ハンマーで氷をたたいて落としているかといふと、そういうことはできやしないんだ。そういうこと

で、何よりも大事なことは、ボイラーを備えつけていることを考へなければならぬのじやないかと私は思うのだが、漁船課長、よく研究してもらわなければならぬと思うのです。

○丹羽政府委員 だんだんのお話でござりますが、まず、いろいろなお話のうち、一点、着水の問題でござります。これはいま、場合によつては

詳細に漁船課長から御説明をいたいと思いますが、三十八年までは漁船の性能検査の際に着水の問題を要素に入れておりませんでした。そこで、三十九年の四月から、北洋のほうに出る船の性能

基準には、氷がつく場合のスタビリティーその他を基準に取り込むということは、一つ改善をいたしております。ただ、先生がおつしやるよう

に、それでも氷がつくときのとり方その他を研究しておられます。たゞ、先生がおつしやるよう

に、そういうことは、漁船課長にも十分研究をしたいと

思ひます。

○丹羽政府委員 だんだんのお話でござりますが、これは確かにマグロその他大型船も含めまし

て問題がございまして、御承知だと思いますが、載荷制限、積み荷の基準というものをやはり設け

る必要があるということで、目下漁船課を中心に基準を作成中でございまして、四十一年の三月ま

でには基準を決定して指示しまして、これを守ら

れます。たまたまこれが同型船が無事で、この船だけが不幸にして何か事故を起こした模様でございま

す。たまたまこれが同型船が無事で、この船だけが不幸にして何か事故を起こした模様でございま

す。たまたまこれが同型船が無事で、この船だけが不幸にして何か

せるようにいたしたい、かように考えておりま  
す。三月を目標にやっております。ただし、申し  
落としましたが、当面これは二十トン以上のもの  
から手をつけるつもりでございます。

○松田(鐵)委員 一番危険度のある、千何百隻と  
ある小さな船もそれになぜ入れないか。

○小島説明員 ただいまの松田先生の御質問に対  
してお答えいたします。

この漁船について載荷の基準を設定するといふことは、昭和九年に安全法が漁船の載荷について問題になつて以来の大きな問題でございまして、当時はこのような基準を置くべき漁船はまだ日本にはなかつたというような観点から、やっておりませんでしたけれども、近時になりまして、あるまんんでしたけれども、近時になりましたので、三十一年は国際的の漁業もできる、それから地球の裏側までも行くような大きな漁船ができるということになりました、当然載荷の基準をつくるなければならぬというような時期になりましたので、三十八年度、三十九年度調査いたしまして、四十年度に過去二年間の調査結果を解析いたしまして、その基準をつくるべくただいま準備中で、案としましてほとんど完成いたしております。

守れるような基準をつくる必要がありますので、調査を非常によくやらなければいけません。したがいまして、この調査をかけられる漁船というのは、ただいまのところ二十トン以上の漁船というのが非常に手っ取り早いのですが、まずここから始めたわけでございます。いずれ時間をおぼいまして小さなほうにもやりたい、このように

○松田(鐵)委員 遺難の表があるのですよ。水産庁でも見てはいると思いますが、大きい船より、小さい船が遭難の率が多いのですよ。そこで水産庁だけが考えてはだめです。その地方地方における県庁なり道庁なりというのも考えなければならぬことですよ。一番小さい船が一番事故が多いのだから……。積載量を制限するということを考えてやるのならば、小さい船をやるのが一番早いでしょ

う。小さい船で鉄船というのはほとんどありますまい。五トンや七トンの船で鉄船なんてありますないのだ。今までの漁業者は、五トンでもって許可をとったものを七トンにしてくれ、十トンにしてくれ、こういうことを言つてゐるのだが、私はそれに耳をかして言うわけじゃないのです。それは誤解しないでくださいよ。それよりも、七トンの船でもって代船建造はしてはいけない、老朽船になつたってそれでもって沖に出で行けという。七トンの船で積み荷は幾ら積めますか。木船でもつて七トンの船ならばどれだけの積載量があるかということは、漁船課長、簡単にわかるじやありませんか。そうしたならば、それに對しての浮揚力を増すということからいって、くぎづけしたエアタンクをともなり表なりにつくつて、魚を積ませないというやり方をやるのだったら、簡単にできるじやありませんか。漁船課長、あなたは博士号を持っておる漁船課長だが、そんなことは、その辺の海岸の船大工は一番先にわかるだろ。そんなことに二年も三年もかかるという理由はないじゃありませんか、ほんとのことを言つたら。どこの沿岸の船大工でも、どれだけあつたら積載量はこれと同様だ、ハッチはこれと同様にしてどれだけの空積があつたならば船は沈んでいかないかということは、役人だからあなたがそういうことを言つけれども、船大工に聞かせたらすぐわかるじやありませんか。そうしたならば、県庁なり道庁なりと相談をされ、簡単に割り切つて、これ以外の大きな船はつくっちゃいけないぞ、ここのところにはエアタンクをこうしろ、とものほうにはこうしろということを言つたならば、ぱくでさえわかるのだから、おまえさんのような課長がわからぬことがあるのか。日本の漁船を一手に握っている人じやありませんか。あまり詳しくやるからものごとができなくなる。簡単に少しづつオーバーしたぐらいの空積をつくるということを考えたならば朝めし前だ。ばくなら一晩かかればできる。そのようにして小さな漁民と漁船を持つておる者をまず救つてやらなければなりませんよ。二

十トン以上、百トン、三百トン、五百トンなんどいうことよりも、一番多い沿岸の大衆漁民を救うということになれば、こんなものはぼくのところへ来るでらんなどいよ。すぐ設計してやるから。そんなものは一晩でできてしまう。そういうことを長官よく考えて善政をしかなければだめですよ。第二番目は、ぼくは御説明がなかつたからわからぬけれども、九六型といつても、三十九年にわざと水を考えてやつたということになるのでしょうか。ところが、そこらが、漁船課長の先ほどの説明では、技術的に見てこれならば装備の点においてもけつこうであろうということから、あなたのほうでは九六型の漁船を許可しているのでしよう。ところが、この新造船が今日みんな遭難している。そうしたならば、この新造船が遭難している原因はどうかと、いうと、長官、こういうことがある。北海道の水产試験場の場長であつた大島という博士、場長としてりっぱな人だった。この人のせがれが稚内の水産試験場に勤務している。そうしてこれは北の海では画期的なことをやつたのだ。南のほうではカツオ・マグロでやつてゐる画期的なことをやつたのです。ハッチを全部十トンなり二十トンなりに仕切っちゃつたのだ。そしてそれにマイナスの五度くらいの海水を入れて、それを冷却して、それに魚を漁獲したら直ちに入れちゃうのだ。海の水は冬でも大体十二度から十四度あるでしよう。これをそのままマイナス五度の水の中へ入れて二時間くらいやつて、またエンジンをかけているとすっかり冷却する。冷却したものをポンプで吸い上げて、その水を出してしまう。だから空壁がなく、びっしりと積み荷ができる。あの函館公海の二百九十トンの船が沈没した理由もそこにある。三百トンの船であの積み荷が二百五十トンあつた。ぼくは水産庁の課長、君のほうにも言うけれども、去年は二百七十トン積んできた船がある。三百トントンの漁船に三百七十トン、二百五十トンの魚を積んで満足に来るというのが誤りだとぼくは思うのだ。満足にそれが港につくということが誤りだと思う。そこで、そういう方法でやりますから、い

まの、魚を冷却させてそのままバラ積みにやってきて、鮮度が二週間もつ。そういうことだから、鮮度はいいし、魚価は高いしといふことから、ほとんどそれをやるのです。そうしたならば、それに波が来たならばさきぎりをかぶるということなんだから。そうしたら、ほとんど一日のさきぎりをかぶつたら何トンのさきぎりをかぶるか。私の船が一隻遭難して、一隻がそれを救助に行って、帰ってきたときは、デッキの上の氷が一尺五寸あった。四分のワイヤーが六寸くらいになるのだ。考えられないほどなんだ。サンタクロースのおじいさんは、どころの騒ぎじゃないのだから。その魚を積んだばかりにそれをやられたら、三百トンの船に四百トンも加重がかかるということでしょう。九六型の船だって百五十トンかかるということだろうと想う。だから、こういうところで議論するばかりでなく、もつともっと真剣に人命をたとぶ、漁業の経済を安定させるということからいったならば、これから調べていただかなければならぬ。私が調べたところなら、ボイラーをつけた。それから漁船課長、あなたに言つておくが、船員室は中央部にある。それは安定していくが、私の考え方からいえば、これはいいと言うのじゃないです。よ。船員室は表にやつておったならば、それだけ表が空積になるだらうと思う。それで、今までの船員室のところにボイラーをつけて、またこれは空積をとつたらどうか。これは私だけの考え方だから……。ところが、漁業経済からいっては、そういう船を使つたらちょうど役所の試験で使つたらしいと思う。何も長官の許可じゃないのだ。人命をたつとぶということから言つては、それだけのものは与えてやつていいと思う。もしものに対しても、許可のトン数をそれだけ与えてそれをやらないものは、検査もあるし、海上保安庁もはつきりとそれを把握すればいいし、封印すればいいし、そのくらいの画期的な考え方をもつていかなかつたら、北の海の操業というものは、

毎年毎年こういう事故が起きるのじゃないかと思ふうのだが、一体どのようにお考えになりますか。

○丹羽政府委員　たいへんいろいろと御不快に冒  
んだ御指示をいただいておるわけでござります  
が、専門的な漁船課長が来ておるものでございま  
すので、いまのお話をいろいろ繰り込みまして研  
究させていただきたいと思います。

ただ、一つの問題点といたしましては、いまお話をがざいました三百九十八トンの船に二百五  
トロンの荷を積むということ自身は、これは漁獲  
なり漁業経済の立場からそういう気になる。漁師  
の立場としてわからないでもないのでござります  
が、それをやはり積載基準というような形でコン  
トロールしてまいり、同時に、いま先生がおつ  
しゃいました船の内部構造の面から解決をはか  
る、両面からと、やはり漁業者の自覚、三本の面  
からこの問題に取り組んでまいりたい、かようには  
思っております。

事故といふことからいって、大体これらのことを行ふことをやつては、ほくはどうにか鼻がつくのじやないかと思うのだが、いまこういうことなんだ。これは水産庁はそれに同意されてゐるのだが、北海道に二百三十何そうという底びき漁船がある。ところが、この底びき漁船というのが漸次大型化されてきておつて、九六型に変わつたのであるのだが、もう限度へきってしまった。そして老朽船ということになつてきつた。ところが、五六型で漁業をやりますと、大体船価は五千万か五千五百万——漁船課長、そのくらいかかるのじやないか。

○松田(鐵)委員 そうすると、漁業というのからいきますと、五千万かかった船は五千万の水揚げをしなかつたらば、その漁業というの是一年間にペイしないのだ。六千万かかった船は大体六千万水揚げしなかつたら、漁業といふものは消耗が多くて成り立たないのである。そういう点からいって、同じ八十五、六トン型であつても、装備の完

全でないものは、大体その船に比例して、二千五、六百万の水揚げしかない。これは装備がうま

くないからしようがないのだ。ところが、みんな九六型をやりたいと思っているけれども、北海道の底びきの権利が、何と驚くことなけれ、一トソ百万円だ。その百万円の権利を買って漁業をやるといったて、それはとっても……。だから、あ

○赤路委員 非常に重要な問題が出たようでありますから、少し関連でお聞きしておきたいと思う。このことについて、どうか遭難防止に対する特段の御配慮を願いたいと思うのであります。

そういう時期には、海上保安庁が出しておるところの、二隻以上の集団操業による操業自衛といふのはいいと思うのですよ。言うだけでは意味がない。やつているのですか、これが一点。  
それからもう一つ重要なのは、一体救命いかだ

まグロなんというのは、権利が高くなつて、いま  
なんまり買ひ過ぎたから、委員長のほうのカツオ・  
パーになつちやつた。それを水産庁は、以東底び  
きという大ワクの中で操作することを大体考えて  
認めていたのだろうけれども、北海道庁はそれに  
がんとして応じない。ようやく今回のこの遭難事  
故にいかに対処するかということで、北海道の水  
産のボスどもを全部集めて、そして話ををしてやつ  
たところが、ようやく割り切つたようだ。一方、  
底びきと沿岸との禁止区域拡大の相克摩擦が激し  
い。いま北海道で三十一、三トンといふ船もあ  
る。禁止区域の外でなんかそんなに操業なんかで

きない。みんな中でやっているのだ。船が小型であれば、小さければ小さいだけ、沿岸を荒らすのだ。船が大きくなつて、装備ができるつたら、沿岸のわずかの魚をあさつては必要はなくなつて、外洋へ出るようになるのですよ。だから、こういう点に対する以東底びきのワクならワク内における操作というものを考えてやるべきだ。前の長官は大体その線に向かつてやろうというのだけれども、北海道厅はだめだという。今度はいよいよ割り切つたようだから、こういう点に対して道厅とどうかとくと相談を願いたい。それがまた遭難防止の一翼になるのじやないかと私は思うのです。

何はともあれ、毎年毎年このくらいの遭難されたら、一体——これは一口にいえば政治の貧困だといふ。政治の貧困——とは、それを牛耳っているものは水産庁長官だ、農林大臣だということになつていいのだから、われわれ与党としても——これには野党の者でさえ協力しようというのだから、そういうことにより善処されることを望みま

す。あとは言わないから、速記でとられていくときは、あまり言うとうまくないから、あとは部会

そういう時期には、海上保安庁が出しておるところの、二隻以上の集団操業による操業自衛といふのはいいと思うのですよ。言うだけでは意味がない。やつているのですか、これが一点。  
それからもう一つ重要なのは、一体救命いかだ

それからもう一つは積み荷ですね。積み荷を固定させないでそのままに放置することが、船を非常に傾けるとかなんとかいう不測の事態を起こす原因にもなる。そのことに対し、海上保安庁のほうでは、積み荷の固定を確実にやるということを対策として出しておるのでですか。

いま申し上げたような二、三点について、何か

それからもう一つは救命ボートなりを全部積んでおるかどうか。これは非常に遭難の際問題になると思うのです。それから救命ボートと救命いかだとどちらのほうが安全性があるのか。この点御検討になっておればお知らせを願いたい。

二二〇になつてゐる。数は少ないでしょう。数は少ないが、とにかく遭難事故がふえてゐる。こういう事實を一体押えておるのか。最近水産庁でやつたみなし許可の延期、何のために水域を決定したのか、わけがわからない。人命の重大性を忘れて、経営本位にものを考えるといふところに、そうした一つの間違いが出てくる。このことをまず一言言つておきたい。よく注意してもらいたい。それから北洋における海難ですが、ただいま松田君の話からいきますと、ほとんど着氷からくる遭難が多いということなんです。海上保安庁の一管のほうでは冬季海難対策を立てて、現にやつて

おられるわけなんですが、これがどの程度まで実際に実施されておるか。たとえば冬季の海難対策の中に、二隻以上の集団操業による相互自衛措置というのがある。こういうことがもし完全に行なわれておれば、たとえば遭難の形がどこかに出来ば、すぐそれは通報がされる。あるいはその片やの船がそれの救助に当たる。私は、遭難時における

——遭難時といつたら語弊がありましようか  
ら、そういうような特に遭難の多いような海域、



逃げていこうとして、かえって台風の進路に突き当たる事態が起きたなんていふことになると、何か、こういうことを十分ひとつ、あるいは定点観測が足らなかつたとか、何かあるだろうと思うので、これはやはり原因究明というものは厳格におこなわなければなりません。アグリカンのところに集中しておるわけなんですが、上なかなかむずかしい問題なんですね。船も助けなければ、命は助かったのではないか。これは実際上なかなかむずかしい問題なんですね。船も助けよう、同時に本人たちも助けよう、こういう意欲があるから、思い切つて船を島へぶつけることができなかつた。これはむずかしい問題なんだが、今後の遭難対策の一つとして考えてみる必要があるのじやないかと思うのです。

それからもう一つは、南太平洋の島々に非常事態に処して避難をするということに、何か足踏みといふ、ちゅうちょするという傾向があつたのではないか。こういうふうな気がするわけです。どこの国の島であろうと、どの国であろうと、こういうような大洋において非常事態が起つたならば、これは国際法上当然入れるのであります。ところが、現実にはそれがやれていないといふ欠陥があるわけなんです。これは海上保安庁のほうでも水産庁のほうでもおわかりだと思うのですが、かつて小笠原にそれがあつたわけです。向こうの予報による台風の受けとめ方、漁船側の予報による台風の受けとめ方、この受けとめ方が違つたために、避難するほどの台風でないといふ見解は、いや、そんなことを言つたって手間がかかります。それでもなおかつ入ったのは、スパイ行為としてやられておる。こういう事実があるために、乗組員は、いや、そんなことを言つたって手間がかかります。こういう面に対する処置は、当然考えな

○丹羽政府委員 緊急避難は、先生いま御指摘のとおり国際法上認められているのでござりますが、先ほどもおっしゃいましたとおり、スペイ航行その他でとやかく言われるそれからちゅうちょする気持があるということは、一部私も聞いております。これに對してどのようにするか。台風期におきます、ここに南太平洋周辺の問題について、外務省あたりともう少し事前に今後連絡をして相談をしてまいりたい、かように思います。

○赤路委員 大体松田君の質問に対する御答弁、私の関連に対する御答弁、まあこれから善処していただけだると思うのです。ただ、ここで私は申し上げたいことは、善処いたしますと言つただけで、は意味がない。それをやはりひとつ実行に移していくだけで、やはりそういうことがまたと起らぬないような措置をおとり願うこととを希望いたし

に分けまして転換目標をくつた。そしてそれを  
他の県が計画を立てまして、北海道等におきまし  
ては、それをさらに大手と一般の方とに分けまし  
て実行計画を立てた。その際に、北海道が当初立  
てました計画、大手から抜こうという計画が、全  
体としての計画がつきまして、その残りのほうを  
内地のほうに回しまして、北転計画を完了いたし  
た。その結果として、いま御指摘のとおり、大手  
は当時十九はないものを持っておったわけでござ  
いますが、十一ばかりの転換に終わって、八はないが  
残つておるというは事実でございます。これは  
二つの面がございまして、行政指導でだれが沿岸  
の沖合いから北洋に出るかということでございま  
して、行政指導の問題でございますが、結論とし  
ては、大手の言い分は、十九はないをそう短期間に  
みんな北転に出すということは困難である。十一  
まではやるというようなことで、完全にこの全部  
を北転に押し出せなかつた。その結果、八はいは  
残つておるということは事実でございます。水産  
庁並びに北海道が一緒になつて、なるべく抜くと

いたしましては、新規許可をせざるを得ないわけでござります。新規許可といいますか、北転船のワクをふやしまして、その中にはめ込んで迫り出すということが、次の手段として考えられるわけであります。北転の許可隻数をさらにふやすかどうかという問題は、北海道を含め、現に北転をやっておる方々の経営の問題、あるいはどの程度までふやすことが妥当であるかという問題とのからみでございます。いずれにいたしましても、北転の全体のワクができるだけ今後の問題として、中央審議会その他と御相談の上、ふやすかどうか、ふやすとすれば、どの程度ふやすか。それからふやした場合には、これを第二段階として押し出していく、こういう方法で考えてまいりたい、かのようにいま考えておるわけでござります。

○中川(一)委員 これは前に計画はあったのでしょう。三十七年に北転要綱というものをつくつて、いまの八隻を含めて三年計画でやるということは、既定事実として、計画としてきめてあつたわけでしよう。そうじやないのでですか。

○中川（一）委員 関連して一つ、二つお尋ねいたします。  
長官は、この前のスケソウダラの輸入のときに、われわれの猛反対を押し切って、大手業者の味方をしたというか、無理な輸入をあえていたたることは、すでにどなたも知っているところだと思います。それに関連して、例の北転船の問題も、五十二隻の小さな業者のものは北転船をやってしまったけれども、八隻の大手業者のものだけはいまなお温存さとしておる。これも大手業者から何かあつたかどうかわかりませんけれども、世間では、水産庁のやり方はきわめて妥当を欠いておるという非難が強いのでありますけれども、この点について、三ヵ年計画でやることをはつきりきめてあるのに、なぜ大手だけを残してあるのか、この点をこの機会に聞いておきたいと思います。

ことを指導したことも事実でございます。反面、一挙に十九はいを抜くということについて無理な——無理といいますか、順次にやらしてくれという話のあつたことも事実承知いたしております。一方内地のほうは、北転の希望が非常に強かつたわけでござりますから、それが結果的に振りかえられて一応の完了を見た。したがって、現状ではそれで終わっております。ただ、この八はいを今後とも何らかの措置を講じて抜くべきであるという御要望、御要請がございますので、私どものほうもいろいろ研究し、ことに道府にもいろいろの案の検討を要請いたしておる段階でございます。一つの方法といたしましては、今回の遠トロのような際に、そういうのをつぶしてしまうということを考え得るわけでございます。ただ、今回のは、大手は遠トロに出さないという方針が困難に相なりました。したがつて、今後の問題

てきめたということは事実でございます。その際に、専業船、兼業船というような内訳をつけ、北海道を幾ら、青森を幾らという当初の計画を立てたことはござります。北海道が今度はそのワクを行なう場合は、どういうところから、あるいはどういう方に北軸を行つていただくかといふのは、北海道の立場において御検討のあつたものでございまして、國の計画そのものについて、北海道で大手幾ら、その他が幾ら、そこまできめたものではございません。ただ、実行の過程で、大手を十九でござりますかを抜こうという一つの実施案ができたことは事実でございます。

○中川(一)委員 時間がないから、簡単にお尋ねしますけれども、われわれの聞いておるのは、船の名前もきまって、いまの八隻を含めて十九隻かわるということはきまっておった。それを大手の圧力に屈して、水産庁はいまだに手をつけておらないという声がひんぱんでございます。どうも私

逃げていくとして、かえって台風の進路に突き込んで遭難が起きたなんていうことになると、何のための予報かわからない。だから、そういううそ偽報の間違いがどういう点から起きてきておるのか、こういうことを十分ひとつ、あるいは定点観測が足らなかつたとか、何かあるだろうと思うので、これはやはり原因究明というもののは厳格にやり願いたいと思うのです。

それから変な言方なんですが、もしあの際、アグリカンのところに集中しておるわけなんですですが、船をそのまま島へ乗りつけて、ぶつつけておれば、人命は助かったのではない。これは実際上なかなかむずかしい問題なんですね。船も助けよう、同時に本人たちも助けよう、こういう意欲があるから、思い切つて船を島へぶつけることができなかつた。これはむずかしい問題なんだが、今後の遭難対策の一つとして考えてみる必要があるのじやないかと思うのです。

それからもう一つは、南太平洋の島々に非常事態に処して避難をするということに、何か足踏みといふか、ちゅうちょするといふう頃にはあつたこの

○丹羽政府委員 緊急避難は、先生いま御指摘のとおり国際法上認められているのでござりますが、先ほどもおっしゃいましたとおり、スペイ�行為その他のとやかく言われるおそれからちゅうちょする気持があるということは、一部私も聞いております。これに對してどのようにするか。台風期におきます、ことに南太平洋周辺の問題については、外務省あたりともう少し事前に今後連絡をして相談をしてまいりたい、かように思います。

○赤路委員 大体松田君の質問に対する御答弁、私の関連に対する御答弁、まあこれから善処していただけだると思うのです。ただ、ここで私は申し上げたいことは、善処いたしますと言うただけでは意味がない。それをやはりひとつ実行に移していくだけで、やはりそういうことがまたと起こらないような措置をおとり願うことを希望いたします。

に分けまして転換目標をつくつた。そしてそれを  
れの県が計画を立てまして、北海道等におましま  
ては、それをさらに大手と一般の方とに分けまし  
て実行計画を立てた。その際に、北海道が当初立  
てました計画、大手から抜こうという計画が、全  
体としての計画がつきまして、その残りのほうを  
内地のほうに回しまして、北転計画を完了いたし  
た。その結果として、いま御指摘のとおり、大手  
は当時十九はないものを持っておったわけでござ  
いますが、十一ばかりの転換に終わって、八はいが  
残つておるというのは事実でございます。これは  
二つの面がございまして、行政指導でだれが沿岸  
の沖合いから北洋に出るかということでございま  
して、行政指導の問題でございますが、結論とし  
ては、大手の言い分は、十九はいをそう短期間に  
みんな北転に出すということは困難である、十一  
まではやるというようなことで、完全にこの全部  
を北転に押し出せなかつた。その結果、八はいは  
残つておるということは事実でございます。水産  
庁並びに北海道が一緒になつて、なるべく抜くと  
すれば大手のほうを大きく抜いてもらおうという

いたしましては、新規許可をせざるを得ないわけですが、さいます。新規許可といいますか、北転船のワクをふやしまして、その中にはめ込んで追いであります。北転の許可隻数をさらにふやすかどうかという問題は、北海道を含め、現に北転をやっている方々の経営の問題、あるいはどの程度までふやすことが妥当であるかという問題とのからみでございます。いずれにいたしましても、北転の全体のワクができるだけ今後の問題として、中央審議会その他と御相談の上、ふやすかどうか、ふやすとすれば、どの程度ふやすか。それからふやした場合には、これを第二段階として押し出していく、こういう方法で考えてまいりたい、かようにはいま考えておるわけでございます。

○中川(一)委員 これは前に計画はあったのでしよう。三十七年に北転要綱というものをつくつて、いまの八隻を含めて三年計画でやるといふことは、既定事実として、計画としてきめてあつたわけでしょ。そうじゃないのですか。

どもの見るところでは、残念ながら長官、スケソウダラのあのいきさつからいっても、大手業者のみに力を入れて、沿岸漁民——この問題も沿岸漁業振興ということから始まつたことです。ひとつ厳正な行政指導なり措置をやつてもらいたい。同時にまた、災害の問題に関連して、漁港整備なども、おそらくありとあらゆる公共事業費の中で、漁港の整備ほどおくれたもの、進度のおそいものはないと思います。きょうは時間がございませんから、この程度にとどめまして、いざれまた機会を見て、この問題についてお尋ねをいたしました。

○松田(鐵)委員 関連して。中川君の質問に対する

長官の答弁の中でも誤つておるところがありますので……ただいま北転に対する百五十そうのワクを制定して、そして北海道へは四十だか六十といふのであつたが、これはいまの長官の答弁に誤りがあるのです。そもそも何のために北洋へ転換するかということは、これは私四年がかりでもつて努力してやつたことなんです。私の発案なんですね。それは沿岸と底びきとの相克摩擦を解消するために、大きな漁業調整の面からこれを論議して、水産庁に踏み切らせたのです。そこで水産庁は、これは北海道は何ぞう、どこへは何ぞうといふことでもって、至上命令として出したのです。それを大手の人々はがんじないのであります。そこに問題があるんだ。この北転をやれといつて、やらなければならぬという議論は、大体沿岸の漁業とかあらゆる漁業権を、資格があるからといって資本漁業がとつておりながら、まだ沿岸との相克摩擦をやつておる。底引きまで手を出す必要はないじゃないか、それは誤った議論である。いかに自己の漁業権というものがあろうとも、そういうことは漁業調整の上からいけないじゃないか。あまりにもわがまま過ぎるじゃないか。しかも北洋においても、鮭鱈においても、いかなる漁業でも大手の進出しないものはないだろ。それは日本の漁業をここまで伸展させるために必要な政策であり、しかして相克摩擦のあの

激しい底びき漁業というものから水産庁は手を引かすべきだというものが、この政策の基本になつたのです。そのときだってそうなんだ。そういうものだ。今まで私は二十四年から国会に出て漁業振興ということから始まつたことはない、相談あつたのも思いますが、きめて、この十九のうち十一を実行いたしました。そして三十九年の暮れに、青森、宮城その他の県のほうの——こちらのほうは答弁のようなことでやられた日には、前回の長官はスケソーレ輸入しませんと、ここではつきり速記にあるのです。それをあなたしたじやないか。そのように長官がかかるたびに政策が変わるといふことは、ぼくはまことに遺憾だと思うし、世の中から水産庁は権威ないといわれておる理由もここにあるのです。はつきりしなければダメだ。基本の議論はそこから出たんだ。あらゆる権利はとつてあるじゃないか。またそれは悪いことじゃない、いいことなんだ。いいことだが、沿岸との相克摩擦を権力によってそれを全部——あなた、漁民はお互いが補償し合つて転換したんだ。それを大手業者だけがまだそのままやつておるなんとうことはとんでもないことなんです。水産庁長官が権威がないから、そういうことになつてゐるんだ。これはほんとうに、ぼくは野党であった。おまえさんやめなさいと言うところなんだ。

○丹羽政府委員 一言説明させていただきます。先生おっしゃいますとおり、三十五年十二月の底びき転換要綱では、北海道の沿岸が混んでいたから、また問題があるから、これから北海道以外を含めてそれを北洋転換させよう、そこで全体を百五十ばい転換させよう、その際、北海道で専業六十、兼業二十、合わせて八十、これを転換させよう、これは確かにおっしゃるとおりきまつてお

ります。そこで、専業六十を転換させる具体案として、大手十九、その他四十一という案を道と——水産庁も知らなかつたことはない、相談あつたとおっしゃいます。それで、この十九のうち十一を実行いたしました。そして三十九年の暮れに、青森、宮城その他の県のほうの——こちらのほうは御要望が多くて、そちらのほうに回した。こういふ経緯がございまして、実は言いわけではございませんが、三十九年の十二月に一応この全体が終わつておる、打ち切られておるわけでございまして、したがつて、私のほうが押されてこれをやつたということではないわけであります。ただし、わざわざおる、打ち切られておるわけでございまして善処しなければダメですよ。もう何も取り上げちゃえぱいいんだ。いましばらく黙つておいて、四十二年の許可の一齊更新のとき、水産庁の言うことを聞かなかつたやつは、全部取り上げちゃえぱいいんだ。それよりほかに彼らをはつきりさせることを聞かなかつたやつは、全部取り上げちゃえぱいいんだ。そのためには、そのように厳然たる態度にて善処しなければダメですよ。

○瀬地委員長 散会いたします。

午後零時九分散会

あります。そこで御了承願いたいと思います。うふうには私ども考えております。一応三十九年の十二月に、前の要綱にありますものが終わつて、その北海道の分が内地に回つております点は、事実として御了承願いたいと思います。したがつて、今後北転のワクをふやすなり何なりする際に、これを押し出すことは必要があるといふふうには私ども考えております。一応三十九年の十二月に、前の要綱にありますものが終わつて、その北海道の分が内地に回つております点は、事実として御了承願いたいと思います。うふうには私ども考えております。一応三十九年の十二月に、前の要綱にありますものが終わつて、その北海道の分が内地に回つております点は、事実として御了承願いたいと思います。

○松田(鐵)委員 それは漁業法を見なさい。いま漁業法は改正されたけれども、漁業法の法律に載つてゐる以外に重要な問題があるのです。われわれは弊原議長が不信任を突きつけられるまでにあれに努力したんだ。その精神というものはどこにあるかということなんだ。いまこの北転をやろうとして、その要綱にはそうなつてゐるかもしない。しかし、この精神はどこにあつたか。精神をたつとんといかなかつたら漁業行政できますか。漁業法からのつとついく漁業調整といふものは、だれがこれをわきまえて、だれがその精神をくんでやらなければならぬかということをよくお考えになればいいんだ。冗談じゃありませんよ。この基本はそういう問題から出ていつたのだ。やれ南洋に、やれ北洋に、やれアフリカに、しかも今度はカナダに至るところへ大手業者は進出しているじゃないですか。しかもかつて、私は、二十四対一で反対し切つたが、數に